

名寄市公契約に関する指針

平成25年12月16日策定

この指針は、名寄市（以下「市」という。）が行う契約の基本的なあり方を明確化することにより、地域活動の発展、地元企業の育成ひいては市民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とするものとする。

（注）この指針における「公契約」は、代金支払の原因となる市が締結する契約とする。

第1 公契約における課題

- (1) 公平性、透明性の確保及び法令遵守
- (2) 適正な競争性の確保
- (3) 談合その他不正行為の防止
- (4) 不良不適格事業者の排除
- (5) 地元企業への受注機会の拡大配慮及び地元企業の育成
- (6) 企業の適正な利益の確保

第2 公契約に関する基本指針

今後の公契約のあり方について、次のとおり基本指針を設定する。

なお、市が地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたものと締結する公の施設の管理に関する協定についても基本指針を踏まえた取組を推進するものとする。

1 公平、公正で透明性の高い入札・契約制度の推進

市は、限られた財源を効果的かつ効率的に活用するため関係法令を遵守し、市民及び事業者の信頼性を高めるため環境の整備並びに不良不適格事業者の排除を行い、より公平、公正で透明性の高い入札・契約制度の推進に努めるものとする。

また、入札・契約手続に係る基準及びその経過を公表するとともに、その客観性及び透明性の確保に努めるものとする。

2 品質の適正な履行が確保できる入札・契約制度の推進

市は、公契約において、適正な価格のもとでその品質確保が求められていることから、違反行為の防止、関係法令の遵守並びに適正な業務の確保、その履行に係る監督及び検査体制の充実に努めるものとする。

3 地域経済の活性化を図る入札・契約制度の推進

市は、地域を取り巻く厳しい経済情勢を踏まえ、地域の経済振興に寄与するため地元企業の受注機会の拡大に配慮するとともに企業が安心して受注し、そこに働く市民等の安定した雇用環境の確保に努めるものとする。

第3 基本目標

基本指針に沿って施策を展開していくための基本目標を次のとおり設定する。

1 公平、公正で透明性の高い入札・契約制度の推進

(1) 公正な競争の促進

ア 入札・契約に関する競争性を高めるため、一般競争入札対象の見直しを図る。

イ 指名競争入札を実施する場合には、指名基準の工夫により、競争性を高める。

ウ 随意契約を実施する場合は、競争入札に付することの可否の判断を厳格に行うとともにその理由を明らかにする。

(2) 入札・契約制度の透明性の確保

入札・契約に係る事務手続に関して、その根拠や考え方を明確にし、判断基準、事務取扱要領等を整備するとともに、建設工事及び建設関連業務については入札・契約等を公表するなど、広く市民へ情報公開し、入札・契約制度の透明性を高める。

(3) 不正行為の防止

市民に信頼される公平、公正な市政の推進のため、談合等の不正行為を排除し、談合情報等への対応を強化するとともに、不正行為があった場合は、指名停止措置などにより厳正に対応する。

(4) 不良不適格事業者の排除

技術力及び施工力を有しない企業並びに適正な技術者の配置を行わない企業を入札・契約等から排除する。

2 品質の適正な履行の確保ができる入札・契約制度の推進

(1) 品質及び適正な履行の確保

品質を確保し、目的とする事業評価が得られるよう、適正な監督の充実に努め、検査においては、履行成績の評定基準により客観的かつ公平な評定の確保に努める。

(2) 価格以外の評価による発注方法の活用

品質の確保に資する入札・契約手続として、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を総合的に考慮し、履行成績、従事者の履行体制等が把握可能となる総合評価方式及び技術提案を求めるプロポーザル方式などの活用推進を図る。

3 地域経済の活性化を図る入札・契約制度の推進

(1) 地域経済の活性化に資する発注の推進

地元企業の受注機会の拡大への配慮については、競争性を確保しつつ、地元企業の優先活用に配慮するとともに、適切かつ合理的な範囲での分離分割発注を行う。

(2) 安定した雇用環境の確保

ア 建設工事については、元請及び下請の契約関係を把握し、受注者に対し法令遵守の指導を行う。

イ 建設工事については、労働者の賃金確保のため、企業の適正な利益が確保されるよう低入札価格制度の基準について適宜見直しを行う。

個別目標を達成するための措置

名寄市の公契約に関する基本指針に掲げる基本目標を具現化するための措置は、次のとおりとする。

- 1 公平、公正で透明性の高い入札・契約制度の推進
 - (1) 公正な競争の促進
 - ア 一般競争入札対象の見直し
 - イ 予定価格の事後公表（対象を限定）
 - (2) 入札・契約制度の透明性の確保
 - ア 予定価格の事前公表（対象を限定）
 - イ 随意契約ガイドラインの運用徹底
 - (3) 不正行為の防止
 - ア 談合情報への適正な対応
 - イ 指名停止措置の強化
 - ウ 不正行為に対する賠償額の明示
 - (4) 不良不適格事業者の排除
 - ア 入札参加資格審査時における建設業許可等の確認の徹底
 - イ 現場の施工体制の点検
- 2 品質の適正な履行の確保ができる入札・契約制度の推進
 - (1) 品質及び適正な履行の確保
 - ア 適正な予定価格の積算
 - イ 入札金額の根拠となる内訳書提出の徹底
 - (2) 価格以外の評価による発注方法の活用
総合評価方式、プロポーザル方式及びコンペ方式の活用推進
- 3 地域経済の活性化を図る入札・契約制度の推進
 - (1) 地域経済の活性化に資する発注の推進
 - ア 地元企業を優先とした競争入札に係る指名基準
 - イ 適切かつ合理的な範囲での分離分割発注の推進
 - (2) 安定した雇用環境の確保
 - ア 元請・下請適正化指導要綱による建設工事履行の適正化推進
 - イ 低入札価格制度の基準の適宜見直し